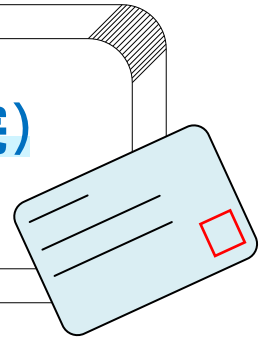


柔道整復師 (接骨院・整骨院) を受診される皆様へ



近年、接骨院や整骨院(以下「接骨院等」)の数が増え皆様の生活に身近なものとなっています。

しかし、接骨院等は「柔道整復師」と呼ばれる国家資格を持つ方が施術を行う施設であり、病院等の「保険医療機関」ではありません。

そのため、接骨院等で施術を受ける場合に健康保険が使える範囲は限られています。以下の注意事項をお読み頂き、受診される際のご参考として下さい。

健康保険が使える場合



- 外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要です)

健康保険が使えない場合

全額自己負担となります

×外傷性でないもの(外傷性かどうかは医師又は柔道整復師の診断等によります)

- ・日常生活における疲れや肩こり、スポーツによる筋肉疲労
- ・病気(神経痛、リウマチ、慢性関節炎等)からくる痛み・こり
- ・加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病 等



×同じ負傷で医師による治療を受けている場合

※医師及び柔道整復師による治療を受けている場合は、医師による治療行為が優先され、接骨院等での施術に健康保険を重複して使用することはできません。

×症状の改善が見られない長期間の施術

※内科的な要因(けがではなく病気による痛み)も考えられますので、一度医師の診断を受けて下さい。

×工作中や通勤途上での負傷

※労災保険の対象となる場合がありますので、最寄りの労働基準監督署へご相談下さい。

柔道整復師(接骨院・整骨院) の施術を受けるときの

注意事項



負傷原因を正確に伝えてください。

外傷性の負傷でない場合や、工作中・通勤途上の負傷(労災保険に該当する場
合)は健康保険が使いません。

領収証は必ずもらいましょう。

領収証は無料で発行されます。必ずお受け取り頂き、金額に間違いがないか
確認しましょう。また、領収証は医療費控除を受ける際に必要です。大切に保
管して下さい。

療養費支給申請書は 必ず自分で署名または捺印をしてください。

負傷原因・負傷名・施術日数・自己負担額に間違いがないかよく確認し、必ず
ご自身で署名または捺印をお願いします。

病院での治療と重複はできません。



施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術内容を照会させていただくことがあります。

健康保険で接骨院等にかかった方に、協会けんぽから負傷原因や施術
年月日、施術内容等を文書にて照会させて頂く場合があります。これは
業務上の負傷でないかどうかや、接骨院等からの請求内容とご本人様
のご記憶に相違がないかを確認するために行っております。お手数ですが、
ご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ